

虐待および権利侵害の根絶に向けて

社会福祉施設等における虐待および権利侵害が全国各地で相次いで発覚しました。北海道では、障がいのある利用者が不妊処置を受けていたことが報道されました。高齢・障がい・児童の分野を問わず、社会福祉法人が運営する施設・事業所でこれらの事案が発生したことを、わたしたちセルプ関係者は他人事としてではなく、我が事として受けとめなければなりません。

本会も参画する全国社会福祉協議会：社会福祉施設協議会連絡会では、一連の事案に対する危機意識のもと、「虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言」を昨年12月20日に発信しました。わたしたちは、この行動宣言の内容をしっかりと認識し、虐待や権利侵害が生じることがないように、施設・事業所の環境や職場風土、利用者や職員のよりよい人間関係を築いていかなければなりません。

令和3年度、わたしたちは「SELFP Vision 2030」を高らかに掲げました。わたしたちがめざす未来は、障がいの有無や性別、国籍などに関係なく、誰もが地域のなかで必要とされ、自分の力を活かして楽しく働いて活躍し、限りある地球の資源を大切にしながら、ともに心豊かに安心して暮らせる未来です。そこには、虐待や人権侵害が生まれることがあってはなりません。

令和4年に国連・障害者権利委員会より示された総括所見では、障害者権利条約第16条(搾取、暴力、虐待からの自由)に関して日本の現状について懸念が示されています。本会の倫理綱領では、その第1に人権尊重を掲げ、「わたしたちは、障害者権利条約を遵守し、利用者の利益を最優先します」と謳っています。わたしたちは、この精神を今一度確認し、人権意識に裏打ちされたサービスの実現に向けて、会員施設・事業所・組織が一丸となって取り組まなければなりません。

みなさまのご理解ご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和5年1月
全国社会就労センター協議会
会長 阿由葉 寛